

主催：(一社) 埼玉労働基準協会連合会
(登録事業者) 番号 T6030005000549

共催：(一社) 熊谷地区労働基準協会
(受付・収納代行事業者)

(熊谷会場)「衛生推進者」養成講習 開催の案内

労働安全衛生法では、次の業種及び規模の事業場について、一定の資格をもった「衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に係る一定の業務を担当させることが義務づけられております。

当連合会はこの資格養成講習機関として、地区協会の協力のもとに標記講習を下記のとおり実施いたします。ご案内申し上げますとともに、受講について格別のご高配をお願いいたします。

※ 衛生推進者の選任を要する業種及び規模

次の業種以外の業種であって、常時使用する労働者数が 10 人以上 50 人未満の事業場。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業。

(以上の業種は安全衛生推進者の選任が必要です。また衛生推進者は安全推進者とは異なります。)

記

- 1 日 時 9 月 25 日 (木) 9 時 30 分～16 時 30 分 (受付開始 9 時 10 分)
- 2 講習会場 **熊谷文化創造館さくらめいと** 会議室 1 熊谷市拾六間 1 1 1 番地 1
JR 高崎線籠原駅南口下車 徒歩約 15 分・タクシー約 5 分
- 3 申込先 共催：(一社) 熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広 2-119 ビックストーンビル 1 階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 **63 名 募集締切り 9 月 16 日 (火) (最少催行人員 20 名) (定員超過時はキャンセル待ち)**
- 5 講習内容 ①健康の保持増進対策 ②労働衛生関係法令 ③作業環境と作業の管理
④労働衛生教育の方法
- 6 修了証 全課程の修了者には修了証を交付します。欠席、遅刻、早退等は未修了となります。
- 7 講習費用 **12,100 円**【内訳:受講料 10,000 円消費税 1,000 円、テキスト代 1,000 円消費税 100 円】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 8 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ**熊谷地区労働基準協会宛に FAX をお送り下さい。**
FAX 後、必ず電話連絡して下さい。申込書の内容確認後、申込受付完了です。
受付完了後、熊谷協会宛に申込書を①PDF(E-mail)か②原本で 2 週間以内に送って下さい。
※請求書発行希望の方と FAX が無い方は①PDF(E-mail)か②返信用封筒(切手貼付け宛名記入)かの返信方法を申込時に指定して下さい。
※「受講票」は①FAX か②PDF(E-mail)か③返信用封筒で送ります。受付に提出して下さい。
※申込書原本発送後、15 日後までに「受講票」が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
※受付は 9 時～16 時 30 分まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 9 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0804120
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりとさせていただきます。
※講習費用納入は**8 月 18 日～9 月 16 日 (火)**です。期限内に納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 10 その他 (1) テキストは研修当日お渡しします。(2) 当日の代替者の出席受講は認めません。
(3) 講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。違反行為者は退場していただきます。
(4) 昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。
(5) 駐車場完備 500 台 熊谷市条令により会場と敷地内(含自動車内)は全て禁煙です。

■受講申込書は別紙にあります。申込者複数の場合はお手数ですがコピーして使用下さい。 02